

平成 20 年 9 定 食育・食の安全推進特別委員会

佐々木委員

まずはじめに、本日の当委員会の資料にもございますかながわ食の安全・安心基本指針、この素案について幾つか質問させていただきたいと思います。

本年 2 月の本会議の一般質問で、我が会派の行田議員がこの食の安全・安心に関する指針を策定した方がいいのではないかと、こういう質問をさせていただきました。質問が出て、早速こういう素案が出てきたことに対しましては、評価をさせていただくところでございます。

この内容を見ますと、食品安全基本法の下につくられているんだなというふうに思っておりますけれども、まず、この指針素案の基本的な考え方のところに、(2) のイの

(ウ) ですね、関係者の責務と役割というふうにあります。これを規定する意義は何か、そしてまた具体的にはどういうことを規定していこうとしているのか、この辺についてまずはじめにお伺いいたします。

生活衛生課長

安全で安心な食を確保するためには、県が施策を推進するのみならず、食品関係事業者だとかあるいは消費者への過程においても、それぞれの責務や役割を認識していただいて、協働して取組を推進していくことが重要であると考えております。

まず県の責務といたしましては、関係法令に基づきまして食品の生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する諸施策を国、県、保健所設置市、それぞれの役割分担の下に連携しながら推進していくことや、関係者の意見交換等の促進に努力しております。

次に、食品関係事業者の責務といたしましては、事業者が食の安全・安心の確保を一義的に責任を負うという立場にあります。そんなことがございまして、責任を持った事業活動と正確な情報提供を求めるところでございます。

また、消費者の役割でございますけれども、食の安全・安心の確保に関する知識だとか理解を深めていただきまして、県の施策に意見を表明するあるいは積極的な役割を果たしていくことを指導しております。

佐々木委員

次に、この同じ 1 ページの施策の方向性、三つの基本方針が載っております。そのうちの方向 1 として、生産から消費に至るすべての段階における食の安全・安心の確保とありますけれども、これ具体的にどういうことなのか、それから、具体的にどういうふうに進めていこうと思っているのか、それについてお答えください。

生活衛生課長

食品というのは、生産から食品の製造、流通、販売といった様々な過程で、消費者に提供していくものでございます。これらのすべての段階において、必要な施策を講じることになりますけれども、安全な食品が提供され、消費者が安心して食を楽しむことができるような施策が必要でございます。そのため、生産段階における食の安全・安心の確保といたしましては、農産物、畜産物あるいは水産物の生産の供給段階におきまして、生産者の自主的な促進をするとともに、農業の農薬等の適正な使用などの監視指導を実施してまいります。

また、製造、流通、販売、調理等の場面におきましては、食品の製造施設、販売施設等における衛生確保に向けた自主管理の促進に加えまして、監視指導や抜取検査の実施、適

正な食品表示の促進といった取組を実施していきます。

佐々木委員

次に、その方向2の食の安全・安心に係る県民参加と情報提供の推進、これについても具体的にどういうことか、それからどういうふうに進めていくのか、お伺いいたします。

生活衛生課長

食の安全・安心を確保するためには、関係者それぞれが持っている情報や意見、お互いにそれらを交換して、県の施策に反映することが必要でございます。そのため、関係者間で意見交換の推進を図るため、神奈川県食の安全・安心県民会議だとか、あるいはかながわ食の安全振興事業などを開催いたしまして、意見交換の場を持って、頂いた意見を県の施策に反映させてまいります。

また、食の安全・安心が確保されたとしても、その情報が正確に伝わらなければ、食の安心にはつながらないと思いますので、情報提供を推進していくことが必要だと考えております。そのためには、かながわ食の安全・安心の基礎講座の開催だとか、ホームページを充実いたしまして、積極的な情報提供に努めていきたいと思っております。

佐々木委員

方向としては理解をさせていただきます。

続きまして、その2ページの今度、オに、施策の展開というふうにあります。今のその指針とその指針に基づく単年度の施策をかながわ食の安全・安心行動計画、これを取りまとめて実施結果を公表して、進展状況を明らかにすると書いてありますけれども、この指針とこの単年度の行動計画の関係を御説明いただきたいのと、まずこの行動計画の数値目標を設定するのかわからないのか、するとしたらどのような数値目標を想定しているのか、これについてお伺いします。

生活衛生課長

この指針は、平成21年度から23年度までの3箇年にわたる食の安全・安心を確保するための県の施策の方向性を規定するものでございます。

具体的な事業につきましては、食を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応いたしまして、実施していく必要がございます。そのため、指針で定める方向性に基づき、食の安全・安心を確保していくために、単年度事業を計画的に実施する、行動計画として取りまとめたものでございます。

この行動計画でございますけれども、数値目標というのを、今までも実施しているところでございまして、先ほど、寺□委員に答弁させていただきましたけれども、年間計画等を策定させていただきまして、数値にまず目標を定めまして、それに基づく計画的な抜取検査等を行っていくところでございます。

佐々木委員

その数値目標はどのように定めていこうという、具体的なそういう方向があれば、お聞かせいただきたいんですが。

生活衛生課長

この数値目標でございますけれども、抜取検査を例にとらせていただきます。例えばこの二、三年の間に、いろいろ事件が起きたということになりますと、例えばその品物はかまぼこが原因だったと、あるいは先ほど言いました冷凍食品に問題があったとかいうよう

なことがございますと、そういうものを一つ検査項目に挙げさせていただいております。

また、それぞれ神奈川県において製造業がございます。それぞれの製造業、我々神奈川県の施設から作っていくものが何か問題があっては困りますので、それぞれの製造業のところで抜取検査等を行う。これもそれぞれの製造施設において、この施設ならどのくらいの検査をしましょうということを頭に入れまして、計画を立てさせていただいております。

佐々木委員

そうしたら、その21年度から23年度までの3箇年度をこの指針の期間とすると書いてありますけれども、具体的に3箇年とする理由についてお伺いします。

生活衛生課長

この3箇年でございますけれども、食を取り巻く社会情勢といたしましては、これはちょっと公的なところで見させていただきますと、平成15年には食品安全基本法が制定され、また17年には食育基本法の制定がありまして、さらに現在、国では新たな食品表示制度が検討されているといった状況でございます。それがおおむね2年なり3年というような大きな意味合いでございますけれども、大きな変化が起こっております。

現在、それらを進めている指針につきましても、こうした食を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しながら、食の安全・安心に関する県の基本的な考え方や施策の方向性について、検討したわけでございますけれども、複数年度にわたって示すことが、3箇年が適当であると判断させていただきました。

佐々木委員

先ほども質問に出ておりましたけれども、この基本指針の後に推進条例を策定するわけでございますが、その条例の制定に合わせてこの指針を改正していくということでありましたが、このことについてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

生活衛生課長

現在、策定を進めさせていただいております指針につきましては、これまで実施してきた施策を中心に、今後3年間にわたって取り組む施策の方向性を示すものとして、策定するものとしております。

一方、食の安全・安心に関する条例におきましては、県が取り組むべき施策の方向性について示していく必要があるため、条例に基づき指針の策定についても規定するところでございます。このため、策定作業を進めさせていただく指針を、条例制定後は条例に基づく指針として位置付け、条例に盛り込まれた施策を反映し、整合を図るため、改正を行うこととしてございます。

佐々木委員

その方向性を定めていくというのは、非常に大事なことであるというふうに思います。この指針にしても、今後つくられる条例にしても、実効性があるものにしていかなければいけないし、この理念が具体性を持っていかなければいけない、そういうふうに思っておりますし、そういう意味ではこの生きた条例、また生きた指針にしていただきたいことを要望させていただきます。

次に、今日の保健福祉部の報告資料にもありました中国における牛乳へのメラミンの混入事件にかかわる対応状況についてという説明もございました。これにつきまして、幾つか質問させていただきたいと思っております。

中国では、メラミンが混入した乳製品によって子供に健康被害があったというようなこ

とも言われて、報道されているわけでありますけれども、またこの問題になっている新聞報道でも若干書いてありますけれども、メラミンという物質というのはどういうものなのか、そしてまた、なぜその食品に混入されたのか、それについてまずはじめにお伺いいたします。

生活衛生課長

このメラミンというのは、窒素を多く含む化学物質でございます。本来であれば、電気部品だとか接着剤あるいは塗料等に使用されるというような、メラミン樹脂の原料となるものでございます。これは、食品に使われることはないとしてございます。

中国でメラミンが牛乳に添加された理由についてですけれども、これ、WHO、世界保健機構では、増量の目的で製品に水を加えると、希釈されるため、たんぱく質の含有が低くなってしまおうということでございます。牛乳のたんぱく質の量は窒素総量を測定することによって、中国ではなっているようでございます。そんなことで、水で足したものについて、それを隠すということもありまして、窒素の多いメラミンをそれに添加するとたんぱく含量が高くなると、偽れるというようなことができると解説しております。

今回の事件では、事業者が、輸入した中国産牛乳からメラミンが検出されたことから、原材料を牛乳としている菓子パンなどの食品にもメラミンが混入したと考えられております。

佐々木委員

この事件を受けまして、事業者の回収状況、それから行政の対応について、先ほども報告ありましたけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

生活衛生課長

まず、メラミンが混入した原材料を使用した可能性がある6種類の食品を輸入販売していた事業者は、それらの食品の自主回収を開始して、その旨を高槻市の保健所に報告しております。この報告を受けまして、高槻市の保健所では、国だとかあるいは全国の自治体に情報提供するとともに、自主回収対象食品の検査を実施いたしまして、検査の結果、メラミンが検出された4種類の食品のうち、3種類につきましては、当該事業所に対して回収を命令しております。なお、残る1種類につきましては、東京都に連絡したということ聞いております。

県といたしましては、高槻市から連絡を受けた9月21日以降、県内販売店での回収状況とか、あるいは県有施設等の給食施設における使用状況等を調査いたしまして、販売や提供が完全に中止されていることを確認しているところでございます。実際、神奈川県内、県域のところには6保健所、9箇所のスーパー等でこれらの品物が販売されていたということでございますけれども、今申しましたとおり、私どもの方で調査したときには、販売をやめ、すぐ撤去したということです。

さらに、国と密接な情報提供を行うとともに、ホームページ、これは今県のトップページに移設させていただいておりますけれども、相談窓口の周知に努めまして、県民の疑問や不安にこたえております。

佐々木委員

先ほど、丸大食品の自主回収について報告もございましたけれども、その丸大食品の自主回収以後、新たに自主回収を実施している業者はあるのか、その辺について最新の情報があれば教えてください。

生活衛生課長

最新の情報でございますけれども、最初にメラミンが検出された、先ほども報告させていただいた食品のほかに、現在までに東京都の事業者が輸入した洋菓子、タルトというものですけれども、自主検査によりまして、メラミンが検出されたということでございます。

また、熊本県の方で、抜取検査が行われたところ、大阪市にある事業者が輸入したチョコレート菓子から、これからもメラミンが検出されております。これらの食品は事業者が自主回収を進めておりますけれども、東京都の輸入者の洋菓子、これはインターネットによる通信販売という形でございました。そんなことで、販売先が分かっているということがございます。そんなことで、輸入者が販売しているということで自主回収して、どこに行ったかは発表されておられません。

また、大阪の事業者が輸入しております先ほどのチョコレート菓子でございますけれども、これは一次流通圏というか一次流通先は公表されているんですけれども、これは、本県内にはありませんでした。

佐々木委員

本日の新聞に昨今のメラミンの混入についての報道がなされているわけでありますが、先ほども3ページに、報告書に載っております県の対応の中で、小売用の5品目の県内スーパーでの取扱状況について調査したところ、すべての店舗で店頭から撤去されていたと、こういうふうにありましたが、具体的にこの流入件数、県内の流入件数について分かればお示してください。

生活衛生課長

現在、先ほど申しました丸大の菓子パンですね、これが5種類ございましたけれども、そこについての流通があるという情報だけでございまして、ほかの品物が今、県内に流通しているという情報はございません。ただ、先ほど申しましたように、一次流通圏まで分かっているということでございます。それからの動きというのはこれからでございますので、それが神奈川県の方に何らかの形で流通しているということの可能性はございます。

佐々木委員

中国においては、このメラミン混入による粉ミルクによる乳幼児のじん臓結石、こういうものが発生してしまったというそういう被害があるわけでございますけれども、今回のこの食品による健康被害というものがあのおそれがあるのか、これについてお伺いします。

生活衛生課長

高槻市の検査で、メラミンが検出された4種類の食品がございまして。これが1キログラム当たり0.8ミリグラムから37ミリグラムというような数値が出ております。それは高槻市の現状によりまして、先ほど申しました検査食品のうちで最も高い数値の食品、これは37ミリグラムになりますけれども、これは体重50キログラムの方に換算いたすというか、計算しますと50キログラムの人が1日17個以上一生食べ続けなければ健康に影響はないということと言われております。このことから、通常の食生活において健康被害の心配はないと考えております。

佐々木委員

この輸入食品の安全性の確認というのは、検疫所で行われるべきであると思うんですけれども、このような事件が防止できなかったのか、それからまたそのメラミンを検出する上での何か課題はあるのか、それについてお伺いしたいと思います。

生活衛生課長

そのメラミンというのは、先ほどちょっと申しましたように、本来工業用の化学物質でございます。国内はもとより諸外国においても、食品に使われるということは考えられていなかったということもございまして、厚生労働省の方の検疫所でも、従来検査をすることはなかったということです。

しかしながら、厚生労働省は、この事件を踏まえまして、中国製のすべての乳、乳製品及びこれらの原材料とする加工食品につきまして、このメラミンの検査を輸入者に命令することを検疫所に通知いたしております。

なお、世界中で使われているすべての化学物質を検査するという事は、現状今、不可能な状況でございます。現実的には生産国での情報を収集しながら、検査等について適切に対応していくことが重要であると考えております。県といたしまして、引き続きまして国や関係自治体の情報収集に努めてまいり次第でございます。

また、このメラミンのどのような形で、これから検査等ができないかということになるかと思えますけれども、実際、この検査、食品の方ではほとんどやられていなかったというような部分だと思えます。これを受けまして、各県、いろいろ検査法の検討はしていたところでございますけれども、国の方から、このメラミンの検査法について、先日、通知がございました。ただ、この通知はございまして、そのまますぐ検査ができる状況ではなく、衛生研究所等で、実際に検査ができる検査法をしっかりと検討いたします。

佐々木委員

このメラミンの混入については、もしかすると氷山の一角かもしれないので、今後、すぐにはできないということは理解はできますけれども、今、課長がおっしゃったように、国にしっかりと働き掛ける等していただいて、県からも強い発信をして、そういうものができる間は検査ができないということは、そういうものを発見できないということは、県民に対する健康被害が及ぶ可能性もあるということになるので、しっかりとその辺は教訓に、国にも働き掛けしていただくとともに、取り組んでいただきたい大事な課題だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋委員

今の検査をスピーディーにやっけていただくと、国の通知を受けて、この対応方、促進することが大事だと思ひますけれども、これまで保健福祉部の中で検討されています検査機関の民営化ですね、こういった民間活力の導入、これについての進ちょくを教えてください。

保健福祉総務課長

検査体制でございますけれども、年々やはり高齢者が多いということで、退職者が出ているということが現状でございます。そういった中では、やはり今まで行政で行ってきた検査においても、やはり最近では民間の検査機関でも大分そのデータ等も正確なデータが出せるようになってまいりましたので、民間でできるものは民間に出そうというようなことで、水質の検査の関係の中には、民間で大分やっけていただいているところがござひます。

ただ、このメラミンというのは新しい物質というか、新たにこういう食の関係で出てきた部分でございますので、こういった部分について検査法もまだ確立していないというようなことござひますので、そういった部分については、まず行政としてしっかりとそういった体制をつくって、的確に迅速に検査ができるような体制を整えていかなければいけないというようなことござひますので、こういった部分について新しい部分についてはし

つかりと取り組んでいくということで考えております。

委員からお尋ねの進ちよく状況ということでございますけれども、現在、衛生研究所の方も、今年度機関評価を実施しておりますので、その進ちよくに合わせましてこの検査体制の方も同時に同じスピードで、検討を進めさせていただいているところでございます。ただ、方向としては、先ほど申し上げましたように、民間ができるところは民間に充てる、こういったような姿勢で臨みたいと思います。

高橋委員

是非、民間のそういう活力を駆使していくことも重要だと思います。とかく国も含めまして、検査体制の何といいますか脆弱性が指摘されかねませんので、是非御対応方、要望しておきたいと思います。

佐々木委員

今日の読売新聞にも、家畜飼料にもメラミンという見出しで、中国の業者、乳牛用の飼料を生産している3業者が警察に告発されております。それを踏まえて、中国は、こういう乳牛飼育者など、製造する企業なんかには8万7,000余りの業者を対象に検査して、151業者が摘発された、こういうような今日の新聞報道にもあったわけでございます。

そういう中で、神奈川県あるいは日本においても、こういう151社が摘発されたということは、かなり日本にもそういう家畜の飼料が入ってきている可能性もあると、こういうふうには考えられなくもないわけではありますが、これについてどう受け止めているのかについてお伺いしたいと思います。

畜産課長

委員御指摘のとおり、日本の畜産業は、海外の輸入飼料に依存しており、実際に家畜飼料の75%は輸入品に頼っている状況でございます。ほとんどは、アメリカが主体のトウモロコシ等ということでございます。家畜飼料について、すみません、新聞記事を承知していなかったんでございますけれども、具体的に中国のこの辺の情報についてはまた情報を十分収集した上で、いろいろ検討していかないといけないのかなというふうに思っております。

佐々木委員

読売新聞の今日の記事に出ておりますので、御覧になっていただければと思いますが、我が国あるいは本県にも、こういう輸入の可能性があるのではないかと、このように思います。そういう意味では、その家畜について国民も県民もそれを食するというところもあるわけですので、そういう意味では、この辺についてもしっかりと取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

引き続き、この輸入食品の安全性の確保についてしっかりと情報収集をして、そしてその提供に努めていただいて、県民の食の安全・安心対策に強固に取り組んでいただきたい、これを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問でありますけれども、これは、この特別委員会の資料の8ページにございます原油・原材料高騰対策の4番の(2)の食品残さ飼料化促進対策、これにつきまして幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

この食品残さ飼料化促進事業の目的と内容について、まず説明していただきたいと思っております。

畜産課長

この食品残さ飼料化促進事業の目的でございます。畜産業につきましては購入飼料、輸入の飼料に頼るという形態があるわけでございますけれども、約2年にわたりまして配合飼料の価格が高騰ということで、畜産農家におきましては生産費に占める飼料代、えさ代の割合が非常に増加をしている現状、非常に厳しい状況だということでありまして、そういう中で安定的にまた安く入手できる優良な飼料を確保し、配合飼料の代替として使えれば、生産コストを軽減することができるということで、食品残さ、いわゆるエコフィードと言いますけれども、その食品残さの利活用を推進していくというような目的でございます。

具体的な事業の内容でございますけれども、食品残さの利活用推進のために食品残さを直接排出されている事業者、また畜産関係というか、関係の団体等で構成をします推進協議会を開催しております。その推進協議会の中で、排出される食品残さの種類、量、また畜産農家の現実の利用の実態であるとか、この辺を協議会の中で調査をし、さらに県の畜産技術センターにおきまして、未利用資源の飼料化試験ということを実施しております。その辺のフィードバックの可能性であるとか、エコフィードの実際に製造、利用している事例等の紹介等、そういうふうな研修会を開催しまして、畜産農家、食品残さ排出の事業者の理解とエコフィードの利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

その調査の結果に応じては、モデル地区を設定いたしまして、現実にまだまだ利用されていない食品残さについて、その利用上の課題であるとか、その辺を検討、調整しながら、食品残さの排出事業者から畜産農家へ供給する地域の実情に合った利活用システムを構築していきたいというような内容でございます。

佐々木委員

今、お話しありましたこの推進協議会について、どういうメンバー構成であるのか、これについて伺いたいします。

畜産課長

推進協議会のメンバー構成でございます。畜産の団体農家を代表してということでございます。全農の神奈川県本部とか神奈川県畜産会、また食品残さの供給側といたしましては、神奈川県食品産業協議会というのがございます。この食品産業協議会は、県内の食品製造業、農林水産業との産業枠を超えた連携の組織というようなことで、平成10年に発足しております。構成団体としては17団体ありまして、食品で製造業関係が12団体、それから農林水産業の団体が5団体ということであって、17団体が加盟しております。その食品産業協議会と、さらに行政側といたしましては、畜産課であるとか畜産技術センター等で構成をするというふうに考えております。

調査事業を進めていく中では、その食品産業協議会の関係として12の製造業関係があるわけでございますけれども、やはりその中で家畜の飼料として有効性が考えられるものとして、その団体としては、豆腐、油揚げ等の豆腐油揚商工組合であるとか練業の協同組合であるとかパン協同組合連合会等々あります。その辺の個別の残さの排出業者の団体であるとか、畜産の関係ですと豚関係としては養豚協会、乳牛関係では神奈川県酪農農業協同組合連合会、鶏では県の養鶏協会など、畜産関係の団体と、飼料を製造している飼料業者の方々にも必要に応じて参加をしていただきたいというふうに考えております。

佐々木委員

この食品残さを飼料化する場合に関連する法律というのは、どのようなものがあるのか、かかわってくるものがどういうものなのか、お聞かせください。

畜産課長

畜産の方からという視点でございますけれども、食品残さの飼料化する場合の関連法律としては、まず食品の製造事業者等から出るのはどうしても廃棄物ということになりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法というのがまずあります。さらに、食品の循環資源の再生利用等の促進に関する法律、いわゆる食品リサイクル法というのが二つ目にかかってきます。それから、畜産の関係でございます。これはもう家畜の飼料、食べるものでございますので、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、いわゆる飼料安全法という、廃棄物処理法、食品リサイクル法、飼料安全法、この三つの法律が関連してくるかなというふうに思っております。

これらの法律に基づきまして、食品残さの排出業者、運搬業者、飼料化業者等は必要な許可、届出をすることになるわけでございますけれども、畜産の関係、最終製品であります飼料ということになりますと、飼料安全法ということになります。これは、要するに畜産課等で所管をしております、農林水産省については、食品残さを利用した飼料には当然異物の混入等、固有の問題があるということで、飼料安全法遵守の具体的な対応を定めた食品残さ等利用飼料の安全性の確保のためのガイドラインというものを設置しております。平成18年にこのガイドラインが示されております。

具体的に言いますと、異物が混入しないように確実な分別、専用容器を使うというようなことがガイドラインに含まれておりますし、牛などの反すう動物に給与するものには、ほ乳動物に由来するタンパク質などを含んではならないと、これはBSEの発生以降入っていると。製造された飼料の品質管理、重金属の融解物を含まないということが示されております。

佐々木委員

その飼料化の取組について、どのように行われているのか、民間で県内でもうまくいっている、取り組んでいるようなところもあると思うんですが、事例があればお伺いさせていただきます。

畜産課長

食品残さというのはあらゆるものがございます。食品の製造業段階から発生をします。代表的なものとしては米ぬかですとか、ふすまですとか、ビールかす、豆腐かす、パンくず、菓子くず、めんくずというようなもので、やはり外食産業であるとか、食品の小売業の段階からは調理のくずであるとか、回収弁当というようなものが食品残さに含まれております。

特に食品の製造業段階から出る米ぬか、ふすま、パンくず、菓子くず等については、現時点でもうかなりのものが配合飼料として使われております。ただ、製造段階の中でも、ビールかす、豆腐かすであると、果汁かすのように、水分がその出た段階では多いということで、品質が早い段階で劣化をしてしまうという、かなり欠点があるということなので、現状の中では飼料化率というのはまだまだ低い状況にあります。

さらには、外食産業であるとか食品工業からの食品残さについては、当然出た段階の分別保管状況がまだまだ悪い。また、安全性の確保等、困難であるということで、飼料の原料とはなりにくいということで、飼料化率はまだまだ低いという状況でございます。

さらに、食べ残しの関係でございますけれども、食べ残しの食品残さにつきましては、安全性の確保が困難ということから、先ほど申しましたガイドラインの中でも、飼料化原料には向かないということで、ランクとしては一番低い状況になります。

事例ということでございますけれども、県内でエコフィードを製造している業者としては、今6件ございます。6件で養豚を中心に飼料を製造しているわけでございますけれども

も、一つ事例として御報告させていただきますけれども、相模原市内に小田急グループがございまして、その小田急グループからは、グループ内の食品工場、スーパー、ホテルなどから毎日のように食品残さが出るということで、小田急グループとしては、小田急フードエコロジーセンターということで、その処理施設を造りました。そこで毎日のように入ってくる食品残さを乳酸発酵させました。液状の飼料として製造し、その液状飼料を養豚農家、現時点では8戸というふうに聞いていますけれども、8戸の養豚農家に供給をしております。供給された養豚農家におきましては、当然それを飼料として給じした豚が肉豚ということで出てくるわけでございます。この生産された豚肉には、名称として神奈川ヨーグルトンという名前で小田急系列のスーパー等で販売をされておるということで、一つのリサイクルがうまくいっている事例かなというふうに思います。

佐々木委員

先ほど、モデル地区を設定して食品残さ利活用システム、これを検討するというふうにおっしゃってございましたけれども、具体的なその施策展開、どのように目指していこうとされているのか、お伺いいたします。

佐々木委員

質問の幅が広がりまして、まことにありがとうございます。

最後に、今、松田先生のお話にも出まして、こういう今、この事業のやっぱり根本的なところは、先ほども課長も御答弁いただきましたけれども、米ぬかとかパンとかめんとか、そういうものを生産している業者というか、お店とか、そういうところを、今原油の高騰なんかで非常に原材料等々困っているところも多いと。将来的にはそういうところ、中小企業の製造業者に対する一つの大きな私は大事な事業になるというふうに認識しておる次第でございます。

その中で、そういう方々を含めて助けていく、支援していく、そういう中で私はその流通過程などで、他部局との連携なんかも非常に必要ではないかと、こういうふうに思っております。今年、農商工連携法というのがつい先々月ぐらいに成立、施行されたと思うんですけれども、その農商工連携法なんかと、この事業がどう絡んでいくのか、そういうことも考える必要があるんじゃないかと思いますが、最後にそれについてどういうお考えがあるか、お伺いいたします。

畜産課長

今回、この協議会をいかに有効的に進めるかという中では、正にその商工関係の中の食品工場関係、こちらの事業者の方なんかとの連携というものは必要な部分でございます。要するに、今までなかなか進まなかったというのは、食品残さがえさとしてはかなり有効であるというのはだれも分かっているし、出している事業者さんとしては、それを何とか廃棄するんじゃなくて利用できないかという部分があるわけでございますけれども、そのいわゆる残さの排出事業者と農家の間の食品残さに対する認識の違いといいますか、その辺をこの協議会の中でネットワーク、不足している部分を何とかコーディネートしていくことによって、畜産農家も有効なえさが確保できる、事業者さんも今まで廃棄処分しかなかったものが、有価物として利用できるということにつながっていければということで考えておるわけでございます。

佐々木委員

この事業は補正予算で提案されているわけでもございますし、食品残さの再資源化というのは経済性、それから技術的な面も含めて課題はたくさんあるとは思いますが、

この畜産業で振興、それから資源の有効活用や環境にも負荷軽減、こういうことも含めまして、非常に私はプラス面もあるというふうに思います。今すぐその事業展開ができるというわけではないかと思いますが、本当に中小企業をバックアップをするような大切な事業に将来なっていくのではないかというふうに思いますので、今後、県としても積極的に推進していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。